**平成２５年（フ）第１４２０号**
横浜市南区永田東３丁目11番１―708号
債務者　青木　真澄
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１４２１号**
横浜市南区永田東３丁目11番１―708号
債務者　青木　春恵
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月23日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１１３号**
長崎県佐世保市若葉町32番17号、旧住所長崎県佐世保市大黒町30番23号
債務者　吉浦　美紀
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２５年（フ）第３６７７号**
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目７番12号
債務者　髙岡　一二
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３６７８号**
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目７番12号
債務者　髙岡　貴子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３７４０号**
大阪市此花区西九条３丁目６番４号　エムエス工業101号
債務者　岡添　惠子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５０９号**
東京都八王子市南大沢２丁目７番地５アレイ南大沢206号
債務者　林順子こと　朴　　順子
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第５９８号**
東京都福生市大字熊川1679番地４ベルヴィルＯＳ101号室
債務者　鈴木エレナ
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第５６号**
栃木県足利市江川町３丁目５番地９、前住所栃木県足利市東砂原後町1081番地４
債務者　宮里　和男
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第５７号**
栃木県足利市江川町３丁目５番地９、前住所栃木県足利市東砂原後町1081番地４
債務者　宮里久美子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第５８号**
栃木県足利市栄町１丁目3418番地５、前住所栃木県足利市南大町1160番地１
債務者　川﨑　正則
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第５９号**
栃木県足利市栄町１丁目3418番地５、前住所栃木県足利市南大町1160番地１
債務者　川﨑乃里子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２５年（フ）第１２４５号**
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷1177番地４
債務者　八旗　千栄（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１２４６号**
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目19番26号エイムフルあさぎ303
債務者　コウアカムディディエ
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第１３５４号**
横浜市中区石川町１丁目39番地　小山マンション301号室
債務者　高野　慶人
1　決定年月日時　平成25年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部